



鹿児島県内の市町村初！

2019年3月20日

霧島市とセブン-イレブン・ジャパン 『包括連携協定』を締結

株式会社セブン - イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長：古屋 一樹）は、霧島市（中重 真一市長）と 2019 年 3 月 20 日（水）、買物支援、地産地消の推進、市產品の販売促進、高齢者・障がい者支援、産業振興・市民の雇用、子育て支援・青少年健全育成等、9 つの分野において相互の連携を強化し、霧島市内における地域の一層の活性化のため、『包括連携協定』を締結いたします。

セブン - イレブン・ジャパンとして、鹿児島県内の市町村との包括協定の締結は今回が初となります。

記

1. 協定の名称 『包括連携協定』

2. 協定締結日 2019 年 3 月 20 日（水）

3. 協定締結の目的

霧島市と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、霧島市のより一層の地域活性化及び市民サービスの向上を図る。

4. 連携事項

- (1) 買物支援に関すること
- (2) 地産地消の推進、市產品の販売促進に関すること
- (3) 高齢者・障がい者支援に関すること
- (4) 産業振興・市民の雇用に関すること
- (5) 子育て支援・青少年健全育成に関すること
- (6) 健康増進に関すること
- (7) 地域への参画・市民協働の推進に関すること（地域や暮らしの安心、安全等）
- (8) 環境問題の対策に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び行政サービス等に関すること

<ご参考> セブン - イレブンの店舗数（2019 年 2 月末現在）

霧島市内：22 店舗、鹿児島県内：203 店舗、全国：20,876 店舗

霧島市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携協定書

霧島市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、霧島市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（前提）

第2条 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン・イレブン店（以下、直営店方式のセブン・イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン・イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、霧島市内の直営店及び乙の推奨に応諾して事業への参画に同意している加盟店において、事業に協力するものであることを甲は確認する。

2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が十分に理解した上で、甲及び乙は、本協定について合意する。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 買物支援に関すること。
- (2) 地産地消の推進、市産品の販売促進に関すること。
- (3) 高齢者・障がい者支援に関すること。
- (4) 産業振興・市民の雇用に関すること。
- (5) 子育て支援・青少年健全育成に関すること。
- (6) 健康増進に関すること。
- (7) 地域への参画・市民協働の推進に関すること。（地域や暮らしの安心、安全等）
- (8) 環境問題の対策に関すること。
- (9) その他、地域の活性化及び行政サービス等に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施事項は、取組内容ごとに甲乙協議の上、決定する。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも相手方に対し、書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から同一条件で更に1年間更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、知り得た情報を相手方の承認を得ないで他に漏らしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年3月20日

「甲」 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市長 中重真一

「乙」 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋一樹

以上